

## ○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信主任技術者規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

電気通信主任技術者規則等の一部を改正する省令

総務大臣 高市 早苗

（電気通信主任技術者規則の一部改正）

第一条 電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の第一表及び第二表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



別表第二号 (第10条関係)

科目合格している試験科目 免除する試験科目	伝送交換主任技術者資格に係るもの		線路主任技術者資格に係るもの	
	伝送交換主任技術者資格に係るもの	電気通信システム	伝送交換設備及び設備管理	線路設備及び設備管理
	伝送交換設備及び設備管理	○	○	○
	電気通信システム	○	○	○
	法規	○	○	○
伝送交換主任技術者資格に係るもの	伝送交換設備及び設備管理	○	○	○
	電気通信システム	○	○	○
	法規	○	○	○
資格者証に係るもの	線路設備及び設備管理	○	○	○
	法規	○	○	○

[注 略]  
別表第三号 (第十一條第一項関係)

免除する試験科目	伝送交換主任技術者資格に係るもの		線路主任技術者資格に係るもの	
	伝送交換主任技術者資格に係るもの	電気通信システム	伝送交換設備及び設備管理	線路設備及び設備管理
	伝送交換設備及び設備管理	○	○	○
	電気通信システム	○	○	○
	法規	○	○	○
資格者証に係るもの	伝送交換設備及び設備管理	○	○	○
	電気通信システム	○	○	○
	法規	○	○	○

[注 略]

別表第二号 (第10条関係)

科目合格している試験科目 免除する試験科目	伝送交換主任技術者資格に係るもの		線路主任技術者資格に係るもの	
	伝送交換主任技術者資格に係るもの	電気通信システム	伝送交換設備及び設備管理	線路設備及び設備管理
	伝送交換主任技術者資格に係るもの	○	○	○
	電気通信システム	○	○	○
	法規	○	○	○
資格者証に係るもの	伝送交換設備及び設備管理	○	○	○
	電気通信システム	○	○	○
	法規	○	○	○

[注 同上]  
別表第三号 (第十一條第一項関係)

免除する試験科目	伝送交換主任技術者資格に係るもの		線路主任技術者資格に係るもの	
	伝送交換主任技術者資格に係るもの	電気通信システム	伝送交換設備及び設備管理	線路設備及び設備管理
	伝送交換設備及び設備管理	○	○	○
	電気通信システム	○	○	○
	法規	○	○	○
資格者証に係るもの	伝送交換設備及び設備管理	○	○	○
	電気通信システム	○	○	○
	法規	○	○	○

[注 同上]

別表第四号(第十一條第二項関係)

試験の種類 試験科目	受験者が現に有する資格	
	工事担任者資格	無線従事者資格
伝送交換主任技術者資格者証に係るもの	第一級アナログ通信、第一級デジタル通信及び総合通信(注1)	第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第一級陸上無線技術士及び第二級陸上無線技術士
伝送交換設備及び設備管理	○	○
電気通信システム	○	○
伝送交換設備及び設備管理	○	○
線路設備及び設備管理	○	○
法規	○	○

注1 電気通信主任技術者規則等の一部を改正する省令(令和 年総務省令第 号)附則第三條第十七項の規定により、なおその効力を有するものとされるAI第一種、AI第二種、DD第一種、DD第二種、AI・DD総合種、アナログ第一種、アナログ第二種、デジタル第一種、デジタル第二種及びアナログ・デジタル総合種を含む。

「2 略」

別表第五号(第十二條第一項関係)

受験者が現に交付を受けている資格者証の種類	受験者の経歴		免除する試験科目	
	線路設備に四年以上(指導監督の実務経験一年以上を含む。)	線路設備に二年以上(指導監督の実務経験一年以上を含む。)	電気通信交換設備及び設備管理	線路設備及び設備管理
伝送交換主任技術者資格者証に係るもの	○	○	○	○
線路主任技術者資格者証に係るもの	○	○	○	○

別表第四号(第十一條第二項関係)

試験の種類 試験科目	受験者が現に有する資格	
	工事担任者資格	無線従事者資格
伝送交換主任技術者資格者証に係るもの	AI第一種、AI第二種、DD第一種、DD第二種及びAI・DD総合種(注1)	第一級陸上無線技術士、第一級海上無線通信士及び第二級陸上無線技術士
伝送交換設備及び設備管理	○	○
電気通信システム	○	○
伝送交換設備及び設備管理	○	○
線路設備及び設備管理	○	○
法規	○	○

注1 工事担任者規則の一部を改正する省令(平成十七年総務省令第七十八号)附則第二條第一項の規定により、なおその効力を有するものとされるアナログ第一種、アナログ第二種、デジタル第一種、デジタル第二種及びアナログ・デジタル総合種を含む。

「2 同上」

別表第五号(第十二條第一項関係)

受験者が現に交付を受けている資格者証の種類	受験者の経歴		免除する試験科目	
	線路設備に四年以上(指導監督の実務経験一年以上を含む。)	線路設備に二年以上(指導監督の実務経験一年以上を含む。)	電気通信専門的交換設備及び設備管理	線路設備及び設備管理
伝送交換主任技術者資格者証に係るもの	○	○	○	○
線路主任技術者資格者証に係るもの	○	○	○	○



線路主任 技術者資 格者証に 係るもの			
学校教育法若 しくは旧大学 令による大学 又はこれと同 等以上と認め られる教育施 設において電 気通信工学（ 土木工学を含 む。）に關す る学科を修め て卒業した者		学校教育法に よる高等学校 若しくは中等 教育学校、旧 中等学校令に よる中等学校 又はこれらと 同等以上と認 められる教育 施設を卒業し た者	
電気通信設備に 卒業後一年（土 木工学に關する 学科を修めて卒 業した者は二年 以上	伝送交換設備に 卒業後十六年以 上（指導監督的 実務経験一年以 上を含む。）	電気通信設備に 卒業後四年以上	伝送交換設備に 卒業後十年以上
線路設備に卒業 後五年（土木工 学に關する学科 を修めて卒業し た者は七年）以 上（指導監督的 実務経験一年以 上を含む。）	線路設備に卒業 後五年（土木工 学に關する学科 を修めて卒業し た者は七年）以 上（指導監督的 実務経験一年以 上を含む。）	線路設備に卒業 後三年（土木工 学に關する学科 を修めて卒業し た者は五年）以 上	線路設備に卒業 後三年（土木工 学に關する学科 を修めて卒業し た者は五年）以 上
○	○	○	○
		○	
○			

線路主任 技術者資 格者証に 係るもの			
学校教育法若 しくは旧大学 令による大学 又はこれと同 等以上と認め られる教育施 設において電 気通信工学（ 土木工学を含 む。）に關す る学科を修め て卒業した者		学校教育法に よる高等学校 若しくは中等 教育学校、旧 中等学校令に よる中等学校 又はこれらと 同等以上と認 められる教育 施設を卒業し た者	
電気通信設備に 卒業後一年（土 木工学に關する 学科を修めて卒 業した者は二年 以上	伝送交換設備に 卒業後十六年以 上（指導監督的 実務経験一年以 上を含む。）	電気通信設備に 卒業後四年以上	伝送交換設備に 卒業後十年以上
線路設備に卒業 後五年（土木工 学に關する学科 を修めて卒業し た者は七年）以 上（指導監督的 実務経験一年以 上を含む。）	線路設備に卒業 後五年（土木工 学に關する学科 を修めて卒業し た者は七年）以 上（指導監督的 実務経験一年以 上を含む。）	線路設備に卒業 後三年（土木工 学に關する学科 を修めて卒業し た者は五年）以 上	線路設備に卒業 後三年（土木工 学に關する学科 を修めて卒業し た者は五年）以 上
○	○	○	○
○	○		○
		○	
○			

【注  
略】

学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。若しくは）	電気通信設備に卒業後二年（土木工学に修めて卒業した者は四年以上）	線路設備に卒業後八年（土木工学に修めて卒業した者は十一年）	線路設備に卒業後八年（土木工学に修めて卒業した者は十一年）
○	○	○	○
/		/	
○		○	

【注  
同上】

学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。若しくは）	電気通信設備に卒業後四年以上	線路設備に卒業後十年以上	線路設備に卒業後五年（土木工学に修めて卒業した者は八年）以上	線路設備に卒業後五年（土木工学に修めて卒業した者は八年）以上
○	○	○	○	○
○	○		○	
/		/		/
○			○	

(表面)

<p><b>(申請書)</b> 電気通信主任技術者試験申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>収入印紙 3枚以上の収入印紙を貼るときは、そのうち2枚をこの欄に、他を裏面の収入印紙の欄に貼ること。</p> <p>郵便番号 _____</p> <p>住所 _____</p> <p style="text-align: center;">(方) 電話 (連絡先)</p> <p>(フリガナ) _____</p> <p>氏名 _____</p> <p>生年月日 _____ 年 月 日</p> <p>申請者は消印しないこと。</p> <p>電気通信主任技術者試験を受けたいので、電気通信主任技術者規則第16条の規定により、(別紙書類を添えて) 申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験科目</th> <th rowspan="2">受験・免除の別</th> <th colspan="4">免除を希望する試験に関する事項</th> <th rowspan="2">※</th> </tr> <tr> <th>根拠</th> <th>施行年月</th> <th>受験番号</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気通信システム</td> <td>受験・免除</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>伝送交換設備若しくは線路設備及び設備管理</td> <td>受験・免除</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法規</td> <td>受験・免除</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">現に有する資格</td> <td>資格</td> <td colspan="2">資格者証又は免許証の番号</td> <td colspan="2">資格者証の交付又は免許の年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※ ※</td> </tr> </tbody> </table>	試験科目	受験・免除の別	免除を希望する試験に関する事項				※	根拠	施行年月	受験番号	その他	電気通信システム	受験・免除						伝送交換設備若しくは線路設備及び設備管理	受験・免除						法規	受験・免除						現に有する資格	資格	資格者証又は免許証の番号		資格者証の交付又は免許の年月日									備考						※ ※	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">※</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">※</td> <td style="width: 15%;">フリガナ</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">※</td> <td style="text-align: center;">. . .</td> <td>年 月 日生</td> <td>氏名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>受験する資格</td> <td></td> <td></td> <td>シ</td> <td>管</td> <td>法</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">氏名等記入欄</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">※ 出欠欄</td> </tr> </table> <p><b>(受験整理票)</b></p> <p>写真欄 写真の裏の全面にのりを付けて貼ること</p> <p><b>(通知票)</b></p> <p>※ 受験番号</p> <p style="text-align: center;">電気通信主任技術者 試験結果通知書</p> <p>あなたの電気通信主任技術者試験の結果は次のとおりですから、通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>資格</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施行年月</td> <td></td> </tr> </table> <p>※</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>※合格年月日</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><b>(受験票)</b></p> <p style="text-align: center;">電気通信主任技術者試験受験票</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>受験する資格</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受験番号 ※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> </tr> </table> <p>※受験科目、試験日時及び試験場</p>	※	※	フリガナ					※	. . .	年 月 日生	氏名				受験する資格			シ	管	法		氏名等記入欄			※ 出欠欄				資格		施行年月		※合格年月日		受験する資格		受験番号 ※		氏名	
試験科目			受験・免除の別	免除を希望する試験に関する事項				※																																																																																					
	根拠	施行年月		受験番号	その他																																																																																								
電気通信システム	受験・免除																																																																																												
伝送交換設備若しくは線路設備及び設備管理	受験・免除																																																																																												
法規	受験・免除																																																																																												
現に有する資格	資格	資格者証又は免許証の番号		資格者証の交付又は免許の年月日																																																																																									
備考						※ ※																																																																																							
※	※	フリガナ																																																																																											
※	. . .	年 月 日生	氏名																																																																																										
受験する資格			シ	管	法																																																																																								
氏名等記入欄			※ 出欠欄																																																																																										
資格																																																																																													
施行年月																																																																																													
※合格年月日																																																																																													
受験する資格																																																																																													
受験番号 ※																																																																																													
氏名																																																																																													

(数字の単位は、ミリメートル)

<p><b>(申請書)</b> 電気通信主任技術者試験申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>収入印紙 3枚以上の収入印紙を貼るときは、そのうち2枚をこの欄に、他を裏面の収入印紙の欄に貼ること。</p> <p>郵便番号 _____</p> <p>住所 _____</p> <p style="text-align: center;">(方) 電話 (連絡先)</p> <p>(フリガナ) _____</p> <p>氏名 _____</p> <p>生年月日 _____ 年 月 日</p> <p>申請者は消印しないこと。</p> <p>電気通信主任技術者試験を受けたいので、電気通信主任技術者規則第16条の規定により、(別紙書類を添えて) 申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験科目</th> <th rowspan="2">選次</th> <th rowspan="2">受験・免除の別</th> <th colspan="4">免除を希望する試験に関する事項</th> <th rowspan="2">※</th> </tr> <tr> <th>根拠</th> <th>施行年月</th> <th>受験番号</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気通信システム</td> <td></td> <td>受験・免除</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>専門的能力</td> <td></td> <td>受験・免除</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>伝送交換設備若しくは線路設備及び設備管理</td> <td></td> <td>受験・免除</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法規</td> <td></td> <td>受験・免除</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">現に有する資格</td> <td></td> <td>資格</td> <td colspan="2">資格者証又は免許証の番号</td> <td colspan="2">資格者証の交付又は免許の年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※ ※</td> </tr> </tbody> </table>	試験科目	選次	受験・免除の別	免除を希望する試験に関する事項				※	根拠	施行年月	受験番号	その他	電気通信システム		受験・免除						専門的能力		受験・免除						伝送交換設備若しくは線路設備及び設備管理		受験・免除						法規		受験・免除						現に有する資格		資格	資格者証又は免許証の番号		資格者証の交付又は免許の年月日										備考							※ ※	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">※</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">※</td> <td style="width: 15%;">フリガナ</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">※</td> <td style="text-align: center;">. . .</td> <td>年 月 日生</td> <td>氏名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>受験する資格</td> <td></td> <td></td> <td>シ</td> <td>専</td> <td>管</td> <td>法</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">氏名等記入欄</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">※ 出欠欄</td> </tr> </table> <p><b>(受験整理票)</b></p> <p>写真欄 写真の裏の全面にのりを付けて貼ること。</p> <p><b>(通知票)</b></p> <p>※ 受験番号</p> <p style="text-align: center;">電気通信主任技術者 試験結果通知書</p> <p>あなたの電気通信主任技術者試験の結果は次のとおりですから、通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>資格</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施行年月</td> <td></td> </tr> </table> <p>※</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>※合格年月日</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><b>(受験票)</b></p> <p style="text-align: center;">電気通信主任技術者試験受験票</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>受験する資格</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受験番号 ※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> </tr> </table> <p>※受験科目、試験日時及び試験場</p>	※	※	フリガナ					※	. . .	年 月 日生	氏名				受験する資格			シ	専	管	法	氏名等記入欄			※ 出欠欄				資格		施行年月		※合格年月日		受験する資格		受験番号 ※		氏名	
試験科目				選次	受験・免除の別	免除を希望する試験に関する事項				※																																																																																																		
	根拠	施行年月	受験番号			その他																																																																																																						
電気通信システム		受験・免除																																																																																																										
専門的能力		受験・免除																																																																																																										
伝送交換設備若しくは線路設備及び設備管理		受験・免除																																																																																																										
法規		受験・免除																																																																																																										
現に有する資格		資格	資格者証又は免許証の番号		資格者証の交付又は免許の年月日																																																																																																							
備考							※ ※																																																																																																					
※	※	フリガナ																																																																																																										
※	. . .	年 月 日生	氏名																																																																																																									
受験する資格			シ	専	管	法																																																																																																						
氏名等記入欄			※ 出欠欄																																																																																																									
資格																																																																																																												
施行年月																																																																																																												
※合格年月日																																																																																																												
受験する資格																																																																																																												
受験番号 ※																																																																																																												
氏名																																																																																																												

(数字の単位は、ミリメートル)

〔裏面略〕

〔注 1 略〕

〔削る〕

2 〔略〕

3 〔略〕

4 〔略〕

5 受験整理票に貼る写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦30ミリメートル、横24ミリメートルのものであること。

〔裏面同左〕

〔注 1 同左〕

2 選択の欄は、受験しようとする専門的能力の種類に対応する記号（次に示す。）を記入すること。

伝送—A、無線—B、交換—C、データ通信—D、通信電力—E、通信線路—F、通信土木—G、水底線路—H

3 〔同左〕

4 〔同左〕

5 〔同左〕

6 受験整理票にはる写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦30ミリメートル、横24ミリメートルのものであること。

経 歴 証 明 書

経歴事項					
事業所名	実 務 経 験 期 間		指導監督的実務経験期間		実務経験の 内 容
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日 間	年 月 日 間	地位・職名 等	
合 計	/				

上記のとおり相違ありません。  
 年 月 日  
 氏名 (自筆で記入したときは、押印を省略  
 できる。)

印

上記のとおり相違ないことを証明します。  
 年 月 日  
 証明者住所  
 証明者氏名 (名称及び代表者氏名。自筆で記入  
 したときは、押印を省略できる。)

印

[注1～3 略]

短 辺 (日本産業規格A列4番)

長

辺

経 歴 証 明 書

経歴事項					
事業所名	実 務 経 験 期 間		指導監督的実務経験期間		実務経験の 内 容
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日 間	年 月 日 間	地位・職名 等	
合 計	/				

上記のとおり相違ありません。  
 平成 年 月 日  
 氏名 (自筆で記入したときは、押印を省略  
 できる。)

印

上記のとおり相違ないことを証明します。  
 平成 年 月 日  
 証明者住所  
 証明者氏名 (名称及び代表者氏名。自筆で記入  
 したときは、押印を省略できる。)

印

[注1～3 同左]

短 辺 (日本産業規格A列4番)

長

辺

別表第十号(第二十七条第六号関係)

養成課程の種別		授業科目	授業時間
伝送交換主任技術者養成課程		電気通信システム 伝送交換設備及び設備管理	三百時間以上 五百時間以上
線路主任技術者養成課程		電気通信システム 線路設備及び設備管理	三百時間以上 五百時間以上

別表第十一号(第二十七条第八号関係)

養成課程の種別		担当科目	資格者証の種類
伝送交換主任技術者養成課程		[略]	[略]
線路主任技術者養成課程		線路設備及び設備管理	線路主任技術者資格者証の交付を受けている者

別表第十号(第二十七条第六号関係)

養成課程の種別		授業科目	授業時間
伝送交換主任技術者養成課程		電気通信システム 専門的能力	三百時間以上 三百時間以上
線路主任技術者養成課程		電気通信システム 専門的能力	三百時間以上 三百時間以上

別表第十一号(第二十七条第八号関係)

養成課程の種別		担当科目	資格者証の種類
伝送交換主任技術者養成課程		[同上] 専門的能力 伝送交換設備及び設備管理	[同上] 伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者
線路主任技術者養成課程		[同上] 専門的能力 線路設備及び設備管理	[同上] 線路主任技術者資格者証の交付を受けている者



注 1 生年月日は、次により記載すること。

(1) 年号は、明治はM、大正はT、昭和はS、平成はH、令和はRと記入すること。

(2) 年月日のいずれかの数字が1桁の場合は、当該1桁の数字の前に0を付して2桁にして記入すること。

〔(記載例) 略〕

〔2・3 略〕

〔割る〕

4 〔略〕

注 1 〔同左〕

(1) 年号は、明治はM、大正はT、昭和はS、平成はHと記入すること。

(2) 年月日のいずれかの数字が1けたの場合は、当該1けたの数字の前に0を付して2けたにして記入すること。

〔(記載例) 同左〕

〔2・3 同左〕

4 専門的能力の種別の欄は、該当する種別の記号1つを○で囲むこと。

5 〔同左〕

別表第十四号様式 (第42条関係)

20 40

電気通信主任技術者資格者証再交付申請書

総務大臣 殿

年 月 日

収入印紙貼付欄

(この欄に貼付しない収入印紙を貼付したまま、申請書が封印された状態で提出してください)

写真貼付欄

1 申請者本人の写真(2cm×2cm) 2枚  
2 3.5mm角の白背景の顔写真(1.5cm×1.5cm) 2枚  
3 3.5mm角の白背景の顔写真(1.5cm×1.5cm) 2枚  
4 申請者本人の顔写真(2cm×2cm) 2枚

郵便番号 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

(方) 電話(日中の連絡先)

氏 名	フリガナ(姓)	(名)	(名)	印
氏 名	漢字(姓)	(名)	(名)	

氏名を正確で記入しお名前、肩書きを明記します。

(収入印紙を必要額を超えて貼っている場合は、申請書の余白に、「通納係諸 氏名(印)」のように記入、押印してください)

資格者証の再交付を受けたいので、電気通信主任技術者規則第42条の規定により、別紙書類を添えて申請します。

理 由	1 汚損	2 破損	3 亡失	4 氏名の変更
資格者証の種類				
申請に係る資格者証の番号				
氏 名				
生 年 月 日				
要 更 後 の 氏 名				
添 付 書 類	1 氏名の変更の事実を証する書類 2 資格者証			

※ 写真の裏面には、申請に係る資格者証の氏名を印刷してください。  
 ※ 氏名の変更の事実を証する書類は、申請書とは別紙として提出してください。但し、同一の氏名等、変更の事実(変更前後の氏名)を記載できる公的書類を添付していただく。なお、これらのコピーは原本と同等扱いと相違ないことが確認できる場合に限られます。  
 ※ 資格者証の再交付を希望する場合は、申請書の郵便番号、住所及び氏名を記載した返信用封筒を添えて、(信書)の場合はそれぞれに封じ方紙により封筒してください。

(数字の単位は、ミリメートル)

短 辺 長 辺 (日本産業規格A列4番)

別表第十四号様式 (第42条関係)

20 40

電気通信主任技術者資格者証再交付申請書

総務大臣 殿

年 月 日

収入印紙貼付欄

(この欄に貼付しない収入印紙を貼付したまま、申請書が封印された状態で提出してください)

写真貼付欄

1 申請者本人の写真(2cm×2cm) 2枚  
2 3.5mm角の白背景の顔写真(1.5cm×1.5cm) 2枚  
3 3.5mm角の白背景の顔写真(1.5cm×1.5cm) 2枚  
4 申請者本人の顔写真(2cm×2cm) 2枚

郵便番号 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

(方) 電話(日中の連絡先)

氏 名	フリガナ(姓)	(名)	(名)	印
氏 名	漢字(姓)	(名)	(名)	

氏名を正確で記入しお名前、肩書きを明記します。

(収入印紙を必要額を超えて貼っている場合は、申請書の余白に、「通納係諸 氏名(印)」のように記入、押印してください)

資格者証の再交付を受けたいので、電気通信主任技術者規則第42条の規定により、別紙書類を添えて申請します。

理 由	1 汚損	2 破損	3 亡失	4 氏名の変更
資格者証の種類				
申請に係る資格者証の番号				
氏 名				
生 年 月 日				
要 更 後 の 氏 名				
添 付 書 類	1 氏名の変更の事実を証する書類 2 資格者証			

※ 写真の裏面には、申請に係る資格者証の氏名を印刷してください。  
 ※ 氏名の変更の事実を証する書類は、申請書とは別紙として提出してください。但し、同一の氏名等、変更の事実(変更前後の氏名)を記載できる公的書類を添付していただく。なお、これらのコピーは原本と同等扱いと相違ないことが確認できる場合に限られます。  
 ※ 資格者証の再交付を希望する場合は、申請書の郵便番号、住所及び氏名を記載した返信用封筒を添えて、(信書)の場合はそれぞれに封じ方紙により封筒してください。

(数字の単位は、ミリメートル)

短 辺 長 辺 (日本産業規格A列4番)

<p>【注1 略】 2 申請に係る資格者証の内容の欄は、次により記載すること。 【(1)・(2) 略】 (3) 生年月日は、次により記載すること。 イ 年号は、明治はM、大正はT、昭和はS、平成はH、令和はRと記入すること。 ロ 年月日のいずれかの数字が1桁の場合は、当該1桁の数字の前に0を付して2桁にして記入すること。 【(記載例) 略】 【3・4 略】</p>	<p>【注1 同左】 2 【同左】 【(1)・(2) 同左】 (3) 【同左】 イ 年号は、明治はM、大正はT、昭和はS、平成はHと記入すること。 ロ 年月日のいずれかの数字が1けたの場合は、当該1けたの数字の前に0を付して2けたにして記入すること。 【(記載例) 同左】 【3・4 同左】</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

第二表

改正後	改正前
<p>(講習の期間) 第四十三条の三 【略】 【2・3 略】</p>	<p>(講習の期間) 第四十三条の三 【同上】 【2・3 同上】 【新設】</p>
<p>4 前三項の規定にかかわらず、総務大臣が当該規定によることが困難又は著しく不合理であると認めるときは、総務大臣が別に告示することによる。</p> <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(工事担任者規則の一部改正)

第二条 工事担任者規則(昭和六十年郵政省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(資格者証の種類及び工事の範囲)  
 第四条 法第七十二条第一項の工事担任者資格者証(以下「資格者証」という。)の種類及び工事担任者が行い、又は監督することができる端末設備等の接続に係る工事の範囲は、次の表に掲げるとおりとする。

資格者証の種類	工事の範囲
第一級アナログ通信	アナログ伝送路設備(アナログ信号を入出力とする電気通信回線設備をいう。以下同じ。)に端末設備等を接続するための工事及び総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事
第一級デジタル通信	デジタル伝送路設備(デジタル信号を入出力とする電気通信回線設備をいう。以下同じ。)に端末設備等を接続するための工事。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。
第二級デジタル通信	[略]
総合通信	[略]

改正前

(資格者証の種類及び工事の範囲)  
 第四条 「同上」

資格者証の種類	工事の範囲
AI第一種	アナログ伝送路設備(アナログ信号を入出力とする電気通信回線設備をいう。以下同じ。)に端末設備等を接続するための工事及び総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事
AI第二種	アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事(端末設備等に収容される電気通信回線の数が五十以下であつて内線の数が二百以下のものに限る。)及び総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事(総合デジタル通信回線の数が毎秒六十四キロビット換算で五十以下のものに限る。)
AI第三種	[同上]
DD第一種	デジタル伝送路設備(デジタル信号を入出力とする電気通信回線設備をいう。以下同じ。)に端末設備等を接続するための工事。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。
DD第二種	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事(接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒百メガビット(主としてインターネット)に接続するための回線にあつては、毎秒一ギガビット)以下のものに限る。
DD第三種	[同上]
AI・DD総合種	[同上]

(試験科目)

第七条 試験は、次の各号に掲げる資格者証の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げる試験科目について行う。

一 第一級アナログ通信

イ 電気通信技術の基礎

- (1) 電気工学（電気回路、電子回路、論理回路）の基礎
- (2) 電気通信の基礎

ロ 端末設備の接続のための技術及び理論

- (1) 端末設備の技術
- (2) 総合デジタル通信の技術
- (3) 接続工事の技術及び施工管理
- (4) トラヒック理論
- (5) 情報セキュリティの技術

ハ 端末設備の接続に関する法規

- 法及びこれに基づく命令

有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）及びこれに基づく命令

不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）及びこれに基づく命令

二 第二級アナログ通信

イ 電気通信技術の基礎

- (1) 電気工学（電気回路、電子回路、論理回路）の初歩
- (2) 電気通信の初歩

ロ 端末設備の接続のための技術及び理論

- (1) 端末設備の技術
- (2) 総合デジタル通信の技術
- (3) 接続工事の技術
- (4) 情報セキュリティの技術

ハ 端末設備の接続に関する法規

- (1) 法及びこれに基づく命令の概要

有線電気通信法及びこれに基づく命令の概要

不正アクセス行為の禁止等に関する法律の概要

三 第一級デジタル通信

イ 電気通信技術の基礎

- (1) 電気工学（電気回路、電子回路、論理回路）の基礎
- (2) 電気通信の基礎

ロ 端末設備の接続のための技術及び理論

- (1) 端末設備の技術

(試験科目)

第七条 国家試験は、次の各号に掲げる資格者証の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げる試験科目について行う。

一 A I 第一種

イ 電気通信技術の基礎

- (1) 電気工学（電気回路、電子回路、論理回路）の基礎
- (2) 電気通信の基礎

ロ 端末設備の接続のための技術及び理論

- (1) 端末設備の技術
- (2) 総合デジタル通信の技術
- (3) 接続工事の技術
- (4) トラヒック理論
- (5) 情報セキュリティの技術

ハ 端末設備の接続に関する法規

- 法及びこれに基づく命令

有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）及びこれに基づく命令

不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）及びこれに基づく命令

二 A I 第二種

イ 電気通信技術の基礎

- (1) 電気工学（電気回路、電子回路、論理回路）の基礎
- (2) 電気通信の基礎

ロ 端末設備の接続のための技術及び理論

- (1) 端末設備の技術
- (2) 総合デジタル通信の技術
- (3) 接続工事の技術
- (4) トラヒック理論
- (5) 情報セキュリティの技術

ハ 端末設備の接続に関する法規

- (1) 法及びこれに基づく命令

有線電気通信法及びこれに基づく命令

不正アクセス行為の禁止等に関する法律

電子署名及び認証業務に関する法律及びこれに基づく命令

三 A I 第三種

イ 電気通信技術の基礎

- (1) 電気工学（電気回路、電子回路、論理回路）の初歩
- (2) 電気通信の初歩

- (2) ネットワークの技術
- (3) 接続工事の技術及び施工管理
- (4) 情報セキュリティの技術
- ハ 端末設備の接続に関する法規
  - (1) 法及びこれに基づく命令
  - (2) 有線電気通信法及びこれに基づく命令
  - (3) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律
  - (4) 電子署名及び認証業務に関する法律及びこれに基づく命令
- 四 第二級デジタル通信
  - イ 電気通信技術の基礎
    - (1) 電気工学（電気回路、電子回路、論理回路）の初歩
    - (2) 電気通信の初歩
  - ロ 端末設備の接続のための技術及び理論
    - (1) 端末設備の技術
    - (2) ネットワークの技術
    - (3) 接続工事の技術
    - (4) 情報セキュリティの技術
  - ハ 端末設備の接続に関する法規
    - (1) 法及びこれに基づく命令の概要
    - (2) 有線電気通信法及びこれに基づく命令の概要
    - (3) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律の概要
- 五 総合通信
  - イ 電気通信技術の基礎
    - (1) 電気工学（電気回路、電子回路、論理回路）の基礎
    - (2) 電気通信の基礎
  - ロ 端末設備の接続のための技術及び理論
    - (1) 端末設備の技術
    - (2) 総合デジタル通信の技術
    - (3) 接続工事の技術及び施工管理
    - (4) トラヒック理論
    - (5) 情報セキュリティの技術
    - (6) ネットワークの技術
  - ハ 端末設備の接続に関する法規
    - (1) 法及びこれに基づく命令
    - (2) 有線電気通信法及びこれに基づく命令
    - (3) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律
    - (4) 電子署名及び認証業務に関する法律及びこれに基づく命令

- ロ 端末設備の接続のための技術及び理論
- (1) 端末設備の技術
- (2) 総合デジタル通信の技術
- (3) 接続工事の技術
- (4) 情報セキュリティの技術
- ハ 端末設備の接続に関する法規
  - (1) 法及びこれに基づく命令の概要
  - (2) 有線電気通信法及びこれに基づく命令の概要
  - (3) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律の概要
- 四 DD第一種
  - イ 電気通信技術の基礎
    - (1) 電気工学（電気回路、電子回路、論理回路）の基礎
    - (2) 電気通信の基礎
  - ロ 端末設備の接続のための技術及び理論
    - (1) 端末設備の技術
    - (2) ネットワークの技術
    - (3) 接続工事の技術
    - (4) 情報セキュリティの技術
  - ハ 端末設備の接続に関する法規
    - (1) 法及びこれに基づく命令
    - (2) 有線電気通信法及びこれに基づく命令
    - (3) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律
    - (4) 電子署名及び認証業務に関する法律及びこれに基づく命令
- 五 DD第二種
  - イ 電気通信技術の基礎
    - (1) 電気工学（電気回路、電子回路、論理回路）の基礎
    - (2) 電気通信の基礎
  - ロ 端末設備の接続のための技術及び理論
    - (1) 端末設備の技術
    - (2) ネットワークの技術
    - (3) 接続工事の技術
    - (4) 情報セキュリティの技術
  - ハ 端末設備の接続に関する法規
    - (1) 法及びこれに基づく命令
    - (2) 有線電気通信法及びこれに基づく命令
    - (3) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律
    - (4) 電子署名及び認証業務に関する法律及びこれに基づく命令
- 六 DD第三種

(一定の資格等を有する者に対する試験の免除)

第九条 「略」

2 電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四十一条の規定により無線従事者の免許を受けている者又は建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理（建設業法施行令（昭和三十一年政令第百七十三号）第三十四条に規定する電気通信工事施工管理をいう。以下同じ。）とするものに合格した者（ただし、二級の第一次検定に必要な試験にのみ合格した者を除く。）が試験を受ける場合は、申請により、別表第三号の区別に従って、試験科目の試験を免除する。

（資格者証の交付の申請）

イ 電気通信技術の基礎

(1) 電気工学（電気回路、電子回路、論理回路）の初歩

(2) 電気通信の初歩

ロ 端末設備の接続のための技術及び理論

(1) 端末設備の技術

(2) ネットワークの技術

(3) 接続工事の技術

(4) 情報セキュリティの技術

ハ 端末設備の接続に関する法規

(1) 法及びこれに基づく命令の概要

(2) 有線電気通信法及びこれに基づく命令の概要

(3) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律の概要

七 AI・DD総合種

イ 電気通信技術の基礎

(1) 電気工学（電気回路、電子回路、論理回路）の基礎

(2) 電気通信の基礎

ロ 端末設備の接続のための技術及び理論

(1) 端末設備の技術

(2) 総合デジタル通信の技術

(3) 接続工事の技術

(4) トラヒック理論

(5) 情報セキュリティの技術

(6) ネットワークの技術

ハ 端末設備の接続に関する法規

(1) 法及びこれに基づく命令

(2) 有線電気通信法及びこれに基づく命令

(3) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律

(4) 電子署名及び認証業務に関する法律及びこれに基づく命令

(一定の資格を有する者に対する試験の免除)

第九条 「同上」

2 電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者又は電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四十一条の規定により無線従事者の免許を受けている者が試験を受ける場合は、申請により、別表第三号の区別に従って、試験科目の試験を免除する。

（資格者証の交付の申請）

第三十七条 「略」

2 資格者証の交付の申請は、試験に合格した日、養成課程を修了した日又は第四章に規定する認定を受けた日から三月以内に行わなければならない。ただし、次項に規定する第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の資格者証の交付を受けている者の申請については、この限りでない。

3 第一級アナログ通信の資格者証に関し、資格者証の交付を受け、試験に合格し、養成課程を修了し、又は第四章に規定する認定を受け、かつ、第一級デジタル通信の資格者証に関し、資格者証の交付を受け、試験に合格し、養成課程を修了し、又は第四章に規定する認定を受けた者は、総合通信の資格者証の交付を申請することができる。（試験員の要件）

第四十五条 法第七十六条の総務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- 一 第一級アナログ通信、第一級デジタル通信又は総合通信の資格者証の交付を受けた者であつて、試験事務又は端末設備等の接続に係る工事に三年以上従事した経験を有するもの
- 二 学校教育法による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）若しくは高等専門学校又は旧大学令による大学若しくは旧専門学校令による専門学校において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者であつて、電気通信技術に関する業務に十年以上従事した経験を有するもの
- 三 学校教育法による大学若しくは高等専門学校において電気通信工学に関する学科を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者
- 四 総務大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認める者

別表第一号 免除する試験科目（第8条関係）

科目合格している試験科目	第一級アナログ通信	電気通信技術の基礎	免除する試験科目
	第一級アナログ通信	端末設備の接続のための技術及び理論	
	第二級アナログ通信	電気通信技術の基礎	
	第二級アナログ通信	端末設備の接続のための技術及び理論	
	第一級デジタル通信	電気通信技術の基礎	
	第一級デジタル通信	端末設備の接続のための技術及び理論	
	第二級デジタル通信	電気通信技術の基礎	
	第二級デジタル通信	端末設備の接続のための技術及び理論	
	総合通信	電気通信技術の基礎	
	総合通信	端末設備の接続のための技術及び理論	
	総合通信	端末設備の接続に関する法規	

第三十七条 「同上」

2 資格者証の交付の申請は、試験に合格した日、養成課程を修了した日又は第四章に規定する認定を受けた日から三月以内に行わなければならない。ただし、次項に規定するAⅠ第一種及びDⅠ第一種の資格者証の交付を受けている者の申請については、この限りでない。

3 AⅠ第一種の資格者証に関し、資格者証の交付を受け、試験に合格し、養成課程を修了し、又は第四章に規定する認定を受け、かつ、DⅠ第一種の資格者証に関し、資格者証の交付を受け、試験に合格し、養成課程を修了し、又は第四章に規定する認定を受けた者は、AⅠ・DⅠ総合種の資格者証の交付を申請することができる。（試験員の要件）

第四十五条 「同上」

- 一 AⅠ第一種工事担任者、DⅠ第一種工事担任者又はAⅠ・DⅠ総合種工事担任者であつて、試験事務又は端末設備等の接続に係る工事に三年以上従事した経験を有するもの

「新設」

別表第一号 免除する試験科目（第8条関係）

科目合格している試験科目	A 第一種	電気通信技術の基礎	免除する試験科目
	A 第一種	端末設備の接続のための技術及び理論	
	AⅠ 第一種	電気通信技術の基礎	
	AⅠ 第一種	端末設備の接続のための技術及び理論	
	AⅠ 第二種	電気通信技術の基礎	
	AⅠ 第二種	端末設備の接続のための技術及び理論	
	I 第一種	電気通信技術の基礎	
	I 第一種	端末設備の接続のための技術及び理論	
	D 第一種	電気通信技術の基礎	
	D 第一種	端末設備の接続のための技術及び理論	
	DⅠ 第一種	電気通信技術の基礎	
	DⅠ 第一種	端末設備の接続のための技術及び理論	
	DⅠ 第二種	電気通信技術の基礎	
	DⅠ 第二種	端末設備の接続のための技術及び理論	
	DAⅠ・DⅠ 総合種	電気通信技術の基礎	
	DAⅠ・DⅠ 総合種	端末設備の接続のための技術及び理論	
	DAⅠ・DⅠ 総合種	端末設備の接続に関する法規	



【注 1 略】

- 2 第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している者については、総合通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除することとし、第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の「端末設備の接続に関する法規」に合格している者については、総合通信の「端末設備の接続に関する法規」を免除することとする。
- 3 第一級アナログ通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している者が別表第四号の規定により第一級デジタル通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除される場合及び第一級デジタル通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している者が別表第四号の規定により第一級アナログ通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除される場合には、それぞれ総合通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除することとする。
- 4 第一級アナログ通信又は電気通信主任技術者規則等の一部を改正する省令（令和 年 総務省令第 号）附則第 3 条第 17 項の規定により、なおその効力を有するものとされる AI 第一種の資格者証の交付を受けている者が第一級デジタル通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している場合及び第一級アナログ通信又は同項の規定により、なおその効力を有するものとされる DD 第一種の資格者証の交付を受けている者が第一級アナログ通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している場合には、それぞれ総合通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除することとする。
- 5 第一級アナログ通信又は電気通信主任技術者規則等の一部を改正する省令（令和 年 総務省令第 号）附則第 3 条第 17 項の規定により、なおその効力を有するものとされる AI 第一種若しくはアナログ第一種の資格者証の交付を受けている者が第一級デジタル通信の「端末設備の接続に関する法規」に合格している場合及び第一級デジタル通信又は同項の規定により、なおその効力を有するものとされる DD 第一種若しくはデジタル第一種の資格者証の交付を受けている者が第一級アナログ通信の「端末設備の接続に関する法規」に合格している場合には、それぞれ総合通信の「端末設備の接続に関する法規」を免除することとする。

【注 1 同左】

- 2 AI 第一種及び DD 第一種の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している者については、AI・DD 総合種の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除することとし、AI 第一種及び DD 第一種の「端末設備の接続に関する法規」に合格している者については、AI・DD 総合種の「端末設備の接続に関する法規」を免除することとする。
- 3 AI 第一種の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している者が別表第四号の規定により DD 第一種の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除される場合及び DD 第一種の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している者が別表第四号の規定により AI 第一種の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除される場合には、それぞれ AI・DD 総合種の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除することとする。
- 4 AI 第一種の資格者証の交付を受けている者が DD 第一種の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している場合及び DD 第一種の資格者証の交付を受けている者が AI 第一種の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している場合には、それぞれ AI・DD 総合種の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除することとする。
- 5 アナログ第一種又は AI 第一種の資格者証の交付を受けている者が DD 第一種の「端末設備の接続に関する法規」に合格している場合及びデジタル第一種又は DD 第一種の資格者証の交付を受けている者が AI 第一種の「端末設備の接続に関する法規」に合格している場合には、それぞれ AI・DD 総合種の「端末設備の接続に関する法規」を免除することとする。

別表第二号 免除する試験科目 (第9条関係)

交付を受けている資格者証の種類	受験する種別	免除する試験科目	
		電気通信技術の基礎	端末設備の接続に関する法規
第一級アナログ通信	第一級デジタル通信	○	
	第二級デジタル通信	○	○
	総合通信		
第二級アナログ通信	第二級デジタル通信	○	○
	第一級アナログ通信	○	
	第二級アナログ通信 総合通信	○	○
第二級デジタル通信	第二級デジタル通信	○	○

【注 略】

別表第三号 免除する試験科目 (第9条関係)

受験する者が有する資格等	区 別	免除する試験科目	
		電気通信技術の基礎 端末設備の接続に関する法規	電気通信技術の基礎 (第二級アナログ通信又は第二級デジタル通信の試験を受験する場合に限る。)
電気通信主任技術者資格	第一級総合無線通信士 第二級総合無線通信士 第一級海上無線通信士 第二級海上無線通信士 第一級陸上無線技術士 第二級陸上無線技術士		電 気 通 信 技 術 の 基 礎
	無線従事者資格		電 気 通 信 技 術 の 基 礎
	第三級総合無線通信士		電 気 通 信 技 術 の 基 礎 (第二級アナログ通信又は第二級デジタル通信の試験を受験する場合に限る。)

別表第二号 免除する試験科目 (第9条関係)

交付を受けている資格者証の種類	受験する種別	免除する試験科目	
		電気通信技術の基礎	端末設備の接続に関する法規
AI 第一種	DD 第一種	○	
	DD 第二種	○	
	DD 第三種	○	○
AI 第二種	AI・DD 総合種	○	
	AI 第一種	○	
	DD 第一種	○	
AI 第三種	DD 第三種	○	○
	AI 第一種	○	
	AI 第二種	○	
DD 第二種	AI 第三種	○	○
	AI・DD 総合種	○	
	AI 第一種	○	
DD 第三種	AI 第二種	○	
	DD 第一種	○	
	AI・DD 総合種	○	○

【注 同左】

別表第三号 免除する試験科目 (第9条関係)

受験する者が有する資格	区 別	免除する試験科目	
		電気通信技術の基礎 端末設備の接続に関する法規	電気通信技術の基礎 (AI 第三種又はDD 第三種の試験を受験する場合に限る。)
電気通信主任技術者資格	第一級総合無線通信士 第二級総合無線通信士 第一級海上無線通信士 第二級海上無線通信士 第一級陸上無線技術士 第二級陸上無線技術士		電 気 通 信 技 術 の 基 礎
	無線従事者資格		電 気 通 信 技 術 の 基 礎
	第三級総合無線通信士		電 気 通 信 技 術 の 基 礎 (AI 第三種又はDD 第三種の試験を受験する場合に限る。)

建設業法第 27 条第 1 項の規定による技術  
 検定のうち検定種目を電気通信工事施工管  
 理とするものに合格した者（ただし、二級  
 の第一次検定に必要な試験にのみ合格した  
 者を除く。）

電 気 通 信 技 術 の 基 礎

別表第四号 免除する試験科目（第 10 条関係）

受験する 種別	実 務 経 歴	免除する試験科目	
		電気通信技 術の基礎	端末設備の 接続のため の技術及び 理論
第一級アナ ログ通信	端末設備等を接続するための工事に2年以上 以上 端末設備等を接続するための工事に1年以上 以上 アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するた め の工事（電気通信回線の数が51以上のも の に限る。）又は総合デジタル通信用設備に 端 末設備等を接続するための工事（総合デ ジ タル通信回線の数が毎秒64キロビット換 算 で51以上のものに限る。）に3年以上（注2）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
第二級アナ ログ通信	【略】	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

別表第四号 免除する試験科目（第 10 条関係）

受験する 種別	実 務 経 歴	免除する試験科目	
		電気通信技 術の基礎	端末設備の 接続のため の技術及び 理論
AI 第一種	端末設備等を接続するための工事に2年以上 以上 端末設備等を接続するための工事に1年以上 以上 アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するた め の工事（電気通信回線の数が51以上のも の に限る。）及び総合デジタル通信用設備に 端 末設備等を接続するための工事（総合デ ジ タル通信回線の数が毎秒64キロビット換 算 で51以上のものに限る。）に3年以上	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
AI 第二種	端末設備等を接続するための工事に2年以上 以上 端末設備等を接続するための工事に1年以上 以上 アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するた め の工事（電気通信回線の数が2以上のもの に 限る。）及び総合デジタル通信用設備に 端 末設備等を接続するための工事（総合デ ジ タル通信回線の数が基本インテグ ラ ションで2以上のものに限る。）に3年以上	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
AI 第三種	【同左】	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

第一級デジタル通信	端末設備等を接続するための工事に2年以上	○	
	端末設備等を接続するための工事に1年以上	(注1) ○	
	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事(接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒100メガビット(主としてインターネットに接続するための回線にあつては、毎秒1ギガビット)を超えるものに限る。)に3年以上(注3)	○	○
第二級デジタル通信	[略]	○	
タテ通信	[略]	○	○
総合通信	[略]	(注1) ○	
	アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事(電気通信回線の数が51以上のものに限る。)又は総合デジタル通信設備に端末設備等を接続するための工事(総合デジタル通信回線の数が毎秒64キロビット換算で51以上のものに限る。)並びにデジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事(接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒100メガビット(主としてインターネットに接続するための回線にあつては、毎秒1ギガビット)を超えるものに限る。)にそれぞれ3年以上(注4)	○	○

注1 第二級アナログ通信、第二級デジタル通信又は電気通信主任技術者規則等の一部を改正する省令(令和 年総務省令第 号) 附則第3条第17項の規定により、なおその効力を有するものとされるAI第三種、DD第三種、アナログ第三種若しくはデジタル第三種の資格者証の交付を受けている者に限り、当該資格者証の交付後の実務経歴に

よるものとする。

2 アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事(電気通信回線の数が2以上のものに限る。)又は総合デジタル通信設備に端末設備等を接続するための工事(総合デジタル通信回線の数が基本インタフェースで2以上のものに限る。)の実務経歴の期間の2分の1に相当する期間は、第一級アナログ通信の「電気通信技術の基礎」及び「端末設備の接続のための技術及び理論」の試験科目が免除されるに要する実務経歴の期間に通算することができる。

3 デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事(接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒1ギガビット以下の主としてインターネットに接続するための回線に

DD第一種	端末設備等を接続するための工事に2年以上	○	
	端末設備等を接続するための工事に1年以上	(注1) ○	
	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事(接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒100メガビット(主としてインターネットに接続するための回線にあつては、毎秒1ギガビット)を超えるものに限る。)に3年以上	○	○
DD第二種	端末設備等を接続するための工事に2年以上	○	
	端末設備等を接続するための工事に1年以上	(注1) ○	
	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事(接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒1ギガビット以下の主としてインターネットに接続するための回線に係るもの及び総合デジタル通信設備により信号を送送するものを除く。)に3年以上	○	○
DD第三種	[同左]	○	
	[同左]	○	○
AI・DD	[同左]	○	
総合種	[同左]	(注1) ○	
	アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事(電気通信回線の数が51以上のものに限る。)及び総合デジタル通信設備に端末設備等を接続するための工事(総合デジタル通信回線の数が毎秒64キロビット換算で51以上のものに限る。)並びにデジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事(接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒100メガビット(主としてインターネットに接続するための回線にあつては、毎秒1ギガビット)を超えるものに限る。)にそれぞれ3年以上	○	○

注1 AI第三種、DD第三種、アナログ第三種又はデジタル第三種の資格者証の交付を受けている者に限り、当該資格者証の交付後の実務経歴によるものとする。

[新設]

[新設]

保るもの又は総合デジタル通信用設備により信号を送送するものを除く。)の実務経歴の期間の2分の1に相当する期間は、第一級デジタル通信の「電気通信技術の基礎Ⅰ及び「端末設備の接続のための技術及び理論」の試験科目が免除されるに要する実務経歴の期間に通算することができる。

4 アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（電気通信回線の数が2以上のものに限る。）も、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事（総合デジタル通信回線の数が基本インタフェースで2以上のものに限る。）又はデジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒1ギガビット以下の主としてインターネットに接続するための回線に係るもの又は総合デジタル通信用設備により信号を送送するものを除く。）の実務経歴の期間の2分の1に相当する期間は、総合通信の「電気通信技術の基礎Ⅰ及び「端末設備の接続のための技術及び理論」の試験科目が免除されるに要する実務経歴の期間に通算することができる。

5 免除する試験科目は、○印を付したものである。

6 電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者については、「端末設備の接続のための技術及び理論」の試験科目が免除されるに要する実務経歴の期間は、それぞれの2分の1の期間とする。

7 第一級デジタル通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除される者が第一級アナログ通信又は電気通信主任技術者規則等の一部を改正する省令（令和 年総務省令第 号）附則第3条第17項の規定により、なおその効力を有するものとされるA1第一種の資格者証の交付を受けている場合及び第一級アナログ通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除される者が第一級デジタル通信又は同項の規定により、なおその効力を有するものとされるDD第一種の資格者証の交付を受けている場合には、それぞれ総合通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除することとする。

[新設]

2 [同左]

3 [同左]

4 DD第一種の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除される者がA1第一種の資格者証の交付を受けている場合及びA1第一種の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除される者がDD第一種の資格者証の交付を受けている場合には、それぞれA1・DD総合種の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除することとする。

(表面)

<p>(申請票)</p> <p>工事担任者試験申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>郵便番号 ー</p> <p>住所</p> <p>(方) 電話 (連絡先)</p> <p>(フリガナ)</p> <p>氏名</p> <p>生年月日 年 月 日</p> <p>収入印紙</p> <p>※ 受験する資格</p> <p>※ 受験番号</p> <p>※ 希望受験地</p> <p>※ 氏名</p> <p>※ 年 月 日生</p> <p>※ 基 技 法</p> <p>※ 出 欠 欄</p> <p>氏 名 等 記 入 欄</p> <p>※ 出 欠 欄</p> <p>50</p> <p>109</p> <p>148</p> <p>182</p> <p>91</p> <p>91</p> <p>(数字の単位は、ミリメートル)</p>	<p>(受験整理票)</p> <p>写真欄</p> <p>(通知票)</p> <p>※ 受験番号</p> <p>工事担任者試験 結果通知書</p> <p>あなたの電気通信主任技術者試験の結果は次のとおりですから、通知します。</p> <p>資 格</p> <p>施行年月</p> <p>※</p> <p>※ 合格年月日</p> <p>年 月 日</p> <p>(受験票)</p> <p>工事担任者試験受験票</p> <p>受験する資格</p> <p>受験番号 ※</p> <p>氏 名</p> <p>※ 受験科目、試験日時及び試験場</p>																																													
<p>工事担任者試験を受けたいので、工事担任者規則第14条の規定により、(別紙書類を添えて)申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験科目</th> <th rowspan="2">受験・免除の別</th> <th colspan="3">免除を希望する試験に関する事項</th> <th rowspan="2">※</th> </tr> <tr> <th>根 拠</th> <th>施行年月</th> <th>受験番号</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気通信技術の基礎</td> <td>受験・免除</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>端末設備の接続のための技能及び理論</td> <td>受験・免除</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>端末設備の接続に関する法規</td> <td>受験・免除</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">現に有する資格等</td> <td>資格等</td> <td>資格者証、免許証又は合格証明書番号</td> <td colspan="2">交付又は免許の年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学 歴</td> <td>年 月 日</td> <td>学 校</td> <td>部</td> <td>科 卒</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		試験科目	受験・免除の別	免除を希望する試験に関する事項			※	根 拠	施行年月	受験番号	その他	電気通信技術の基礎	受験・免除					端末設備の接続のための技能及び理論	受験・免除					端末設備の接続に関する法規	受験・免除					現に有する資格等	資格等	資格者証、免許証又は合格証明書番号	交付又は免許の年月日			学 歴	年 月 日	学 校	部	科 卒	備 考			※	※	
試験科目	受験・免除の別			免除を希望する試験に関する事項				※																																						
		根 拠	施行年月	受験番号	その他																																									
電気通信技術の基礎	受験・免除																																													
端末設備の接続のための技能及び理論	受験・免除																																													
端末設備の接続に関する法規	受験・免除																																													
現に有する資格等	資格等	資格者証、免許証又は合格証明書番号	交付又は免許の年月日																																											
	学 歴	年 月 日	学 校	部	科 卒																																									
備 考			※	※																																										

(表面)

<p>(申請票)</p> <p>工事担任者試験申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>郵便番号 ー</p> <p>住所</p> <p>(方) 電話 (連絡先)</p> <p>(フリガナ)</p> <p>氏名</p> <p>生年月日 年 月 日</p> <p>収入印紙</p> <p>※ 受験する資格</p> <p>※ 受験番号</p> <p>※ 希望受験地</p> <p>※ 氏名</p> <p>※ 年 月 日生</p> <p>※ 基 技 法</p> <p>※ 出 欠 欄</p> <p>氏 名 等 記 入 欄</p> <p>※ 出 欠 欄</p> <p>50</p> <p>109</p> <p>148</p> <p>182</p> <p>91</p> <p>91</p> <p>(数字の単位は、ミリメートル)</p>	<p>(受験整理票)</p> <p>写真欄</p> <p>(通知票)</p> <p>※ 受験番号</p> <p>工事担任者試験 結果通知書</p> <p>あなたの電気通信主任技術者試験の結果は次のとおりですから、通知します。</p> <p>資 格</p> <p>施行年月</p> <p>※</p> <p>※ 合格年月日</p> <p>年 月 日</p> <p>(受験票)</p> <p>工事担任者試験受験票</p> <p>受験する資格</p> <p>受験番号 ※</p> <p>氏 名</p> <p>※ 受験科目、試験日時及び試験場</p>																																													
<p>工事担任者試験を受けたいので、工事担任者規則第14条の規定により、(別紙書類を添えて)申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験科目</th> <th rowspan="2">受験・免除の別</th> <th colspan="3">免除を希望する試験に関する事項</th> <th rowspan="2">※</th> </tr> <tr> <th>根 拠</th> <th>施行年月</th> <th>受験番号</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気通信技術の基礎</td> <td>受験・免除</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>端末設備の接続のための技能及び理論</td> <td>受験・免除</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>端末設備の接続に関する法規</td> <td>受験・免除</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">現に有する資格等</td> <td>資 格</td> <td>資格者証又は免許証番号</td> <td colspan="2">交付又は免許の年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学 歴</td> <td>年 月 日</td> <td>学 校</td> <td>部</td> <td>科 卒</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		試験科目	受験・免除の別	免除を希望する試験に関する事項			※	根 拠	施行年月	受験番号	その他	電気通信技術の基礎	受験・免除					端末設備の接続のための技能及び理論	受験・免除					端末設備の接続に関する法規	受験・免除					現に有する資格等	資 格	資格者証又は免許証番号	交付又は免許の年月日			学 歴	年 月 日	学 校	部	科 卒	備 考			※	※	
試験科目	受験・免除の別			免除を希望する試験に関する事項				※																																						
		根 拠	施行年月	受験番号	その他																																									
電気通信技術の基礎	受験・免除																																													
端末設備の接続のための技能及び理論	受験・免除																																													
端末設備の接続に関する法規	受験・免除																																													
現に有する資格等	資 格	資格者証又は免許証番号	交付又は免許の年月日																																											
	学 歴	年 月 日	学 校	部	科 卒																																									
備 考			※	※																																										

【裏面略】

【注1・2 略】

3 免除を希望する試験に関する事項の欄は、受験・免除の別の欄で「免除」の文字を○で囲んだ試験科目について、次の表の1の欄の区別に従い、同表の3の欄に掲げる事項又は同表の2の欄若しくは4の欄の【 】内の文字を記入すること。

1 区 別	2 根拠の欄の項目	3 施行年月の欄及び受験番号の欄の記入事項	4 その他の欄の記入事項
工事担当者規則 第8条又は附則第4項の規定により免除を受けようとする場合（科目と資格者に対する免除）	【科目合格】	合格点を得た試験科目の試験の施行年月及び受験番号	【下記現有資格等】 建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検査種目を電気通信工事施工管理とするものに合格した者（ただし、二級の第一次検定に必要な試験にのみ合格した者を除く。）は、 【下記現有資格等、別添合格証明書の写し】
工事担当者規則 第9条の規定により免除を受けようとする場合（一定の資格を有する者に対する免除）	【資格等】		

【裏面略】

【注1・2 同左】

3 【同左】

1 区 別	2 根拠の欄の項目	3 施行年月の欄及び受験番号の欄の記入事項	4 その他の欄の記入事項
第8条又は附則第4項の規定により免除を受けようとする場合（科目と資格者に対する免除）	【科目合格】	合格点を得た試験科目の試験の施行年月及び受験番号	【下記現有資格】
第9条の規定により免除を受けようとする場合（一定の資格を有する者に対する免除）	【資 格】		

工事担任者規則 第10条の規定により 免除を受けよう とする場合（実務 経歴を有する者に 対する免除）	【実務経歴】	【別添経歴証明書】 1 工事担任者又は 電気通信主任技術 者資格者証の交付 を受けている者は	【別添経歴証明書】 1 工事担任者又は 電気通信主任技術 者資格者証の交付 を受けている者は
工事担任者規則 第11条の規定によ り免除を受けよう とする場合（認定 学校等における認 定に係る教育課程 修了者に対する免 除）	【認定学校】	【下記学校等、別 添付了証明書】	【下記学校等、別 添付了証明書】

- 4 現に有する資格等の欄は、工事担任者、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者、無線従事者若しくは建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理とするものに合格した者（ただし、二級の第一次検定に必要な試験にのみ合格した者を除く。）が工事担任者規則第9条の規定により試験科目の免除を受けようとする場合又は工事担任者規則第9条の規定により試験科目の免除を受けている者が同規則第10条の規定により試験科目の免除を受けようとする場合に限り、当該資格について記入すること。
- 5 建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理とするものに合格した者（ただし、二級の第一次検定に必要な試験にのみ合格した者を除く。）が工事担任者規則第9条の規定により試験科目の免除を受けようとする場合は、当該検定種目について、同法第27条第5項の規定により交付された合格証明書の写しを添付すること。
- 6 学歴の欄は、認定学校等における認定に係る教育課程修了者が工事担任者規則第11条の規定により試験科目の免除を受けようとする場合に限り、当該学校等について記入すること。
- 7 受験整理票に貼る写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦30ミリメートル、横24ミリメートルのものであること。

第10条の規定に より免除を受けよ うとする場合（実 務経歴を有する者 に対する免除）	【実務経歴】	【別添経歴証明 書】 1 工事担任者又 は電気通信主任 技術者資格者証 の交付を受けて いる者は、	【別添経歴証明 書】 1 工事担任者又 は電気通信主任 技術者資格者証 の交付を受けて いる者は、
第11条の規定に より免除を受けよ うとする場合（認 定学校等における 認定に係る教育課 程修了者に対する 免除）	【認定学校】	【下記学校等 、別添付了 証明書】	【下記学校等 、別添付了 証明書】

- 4 現に有する資格の欄は、工事担任者、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者若しくは無線従事者が第9条の規定により試験科目の免除を受けようとする場合又は工事担任者若しくは電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者が第10条の規定により試験科目の免除を受けようとする場合に限り、当該資格について記入すること。
- 【新設】
- 5 学歴の欄は、認定学校等における認定に係る教育課程修了者が第11条の規定により試験科目の免除を受けようとする場合に限り、当該学校等について記入すること。
- 6 受験整理票にはる写真は、申請前6月間以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦30ミリメートル、横24ミリメートルのものであること。

別表第六号 経歴証明書の様式 (第 14 条関係)

経 歴 証 明 書		
経 歴	従 事 期 間	従事した接続の工事の内 容
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日 間	
合 計		

⑩ 上記のとおり相違ありません。  
 年 月 日  
 氏名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

⑪ 上記のとおり相違ないことを証明します。  
 年 月 日  
 会社名  
 所在地  
 代表者役職名  
 代表者氏名 (代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

短 辺 (日本産業規格 A 列 4 番)  
 [注 1 ~ 4 略]

別表第六号 経歴証明書の様式 (第 14 条関係)

経 歴 証 明 書		
経 歴	従 事 期 間	従事した接続の工事の内 容
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日 間	
合 計		

⑩ 上記のとおり相違ありません。  
 平成 年 月 日  
 氏名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

⑪ 上記のとおり相違ないことを証明します。  
 平成 年 月 日  
 会社名  
 所在地  
 代表者役職名  
 代表者氏名 (代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

短 辺 (日本産業規格 A 列 4 番)  
 [注 1 ~ 4 同左]

修 了 証 明 書

氏 名

( 年度入学 )

工事担任者規則第11条に規定する総務大臣の認定を受けた教育施設において認定に係る教育課程を修了したことを証明します。

学校等の名称	
認定年月日	

年 月 日

学校長 (学校長が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

短 辺 (日本産業規格 A列 4番)

修 了 証 明 書

氏 名

(平成 年度入学)

工事担任者規則第11条に規定する総務大臣の認定を受けた教育施設において認定に係る教育課程を修了したことを証明します。

学校等の名称	
認定年月日	

平成 年 月 日

学校長 (学校長が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

短 辺 (日本産業規格 A列 4番)

学 校 等 認 定 申 請 書

総務大臣 殿

郵便番号

住 所 (注 1)  
氏 名 (注 2)  
電話番号

㊦

長

次のとおり認定を受けたいので、工事担任者規則第18条の規定により、別紙書類を添えて申請します。

学校等の名称	
部科名	
免除を受けようとする試験科目	1 電気通信技術の基礎 (第二級アナログ通信及び第二級デジタル通信に限る。) 2 電気通信技術の基礎

辺

短 辺 (日本産業規格 A 列 4 番)

[注 1～3 略]

学 校 等 認 定 申 請 書

総務大臣 殿

郵便番号

住 所 (注 1)  
氏 名 (注 2)  
電話番号

㊦

長

次のとおり認定を受けたいので、工事担任者規則第18条の規定により、別紙書類を添えて申請します。

学校等の名称	
部科名	
免除を受けようとする試験科目	1 電気通信技術の基礎 (AI 第三種及び VDD 第三種に限る。) 2 電気通信技術の基礎

辺

短 辺 (日本産業規格 A 列 4 番)

[注 1～3 同左]

別表第八号 授業科目及び授業時間 (第 25 条関係)

養成課程の種別	授業科目及び		授業時間の計
	電気通信技術の基礎	端末設備の接続のための技術及び理論	
第一級アナログ通信の養成課程	100時間以上	200時間以上	350時間以上
第二級アナログ通信の養成課程	50時間以上	50時間以上	125時間以上
第一級デジタル通信の養成課程	100時間以上	150時間以上	310時間以上
第二級デジタル通信の養成課程	50時間以上	75時間以上	150時間以上
総合通信の養成課程	100時間以上	300時間以上	465時間以上

別表第八号 授業科目及び授業時間 (第 25 条関係)

養成課程の種別	授業科目及び		授業時間の計
	電気通信技術の基礎	端末設備の接続のための技術及び理論	
A I 第一種の養成課程	1 0 0 時間以上	2 0 0 時間以上	3 5 0 時間以上
A I 第二種の養成課程	1 0 0 時間以上	1 0 0 時間以上	2 4 0 時間以上
A I 第三種の養成課程	5 0 時間以上	5 0 時間以上	1 2 5 時間以上
D D 第一種の養成課程	1 0 0 時間以上	1 5 0 時間以上	3 1 0 時間以上
D D 第二種の養成課程	1 0 0 時間以上	9 0 時間以上	2 3 5 時間以上
D D 第三種の養成課程	5 0 時間以上	7 5 時間以上	1 5 0 時間以上
A I ・ D D 総合種の養成課程	1 0 0 時間以上	3 0 0 時間以上	4 6 5 時間以上

別表第九号 講師が有すべき資格 (第 25 条関係)

養成課程の種別	担当する授業科目	講師が有すべき資格			電気通信主任技術者資格の交付を受けている者
		第一級ア ナログ通 信	第一級デ ジタル通 信	総合通信	
第一級ア ナログ通 信の養成 課程	電気通信技術の基礎	○	○	○	○
	端末設備の接続のための技術及び理論	○		○	
第二級ア ナログ通 信の養成 課程	電気通信技術の基礎	○	○	○	○
	端末設備の接続のための技術及び理論	○		○	
第一級デ ジタル通 信の養成 課程	電気通信技術の基礎	○	○	○	○
	端末設備の接続のための技術及び理論	○		○	
第二級デ ジタル通 信の養成 課程	電気通信技術の基礎	○	○	○	○
	端末設備の接続のための技術及び理論	○		○	
総合通信 課程の養成	電気通信技術の基礎	○	○	○	○
	端末設備の接続のための技術及び理論			○	

別表第九号 講師が有すべき資格 (第 25 条関係)

養成課程の種別	担当する授業科目	講師が有すべき資格				電気通信主任技術者資格の交付を受けている者
		A I 第一 種	A I 第二 種	D D 第一 種	D D 第二 種	
A I 第一 種の養成 課程	電気通信技術の基礎	○	○	○	○	○
	端末設備の接続のための技術及び理論	○		○		
A I 第二 種の養成 課程	電気通信技術の基礎	○	○	○	○	○
	端末設備の接続のための技術及び理論	○		○		
A I 第二 種の養成 課程	電気通信技術の基礎	○	○	○	○	○
	端末設備の接続のための技術及び理論	○		○		
D D 第一 種の養成 課程	電気通信技術の基礎	○	○	○	○	○
	端末設備の接続のための技術及び理論	○		○		
D D 第二 種の養成 課程	電気通信技術の基礎	○	○	○	○	○
	端末設備の接続のための技術及び理論	○		○		
A I ・ D D 総合 課程の養成	電気通信技術の基礎	○	○	○	○	○
	端末設備の接続のための技術及び理論			○		

[注1 略]

2 総合通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」及び「端末設備の接続に関する法規」の授業科目については、第一級アマログ通信又は電気通信主任技術者規則等の一部を改正する省令（令和 年総務省令第 号） 附則第3条第17項の規定により、なおその効力を有するものとされるA1第一種及び第一級デジタル通信又は同項の規定により、なおその効力を有するものとされるDD第一種の資格を有する者も担当できることとする。

[注1 同左]

2 A1・DD総合種の「端末設備の接続のための技術及び理論」及び「端末設備の接続に関する法規」の授業科目については、A1第一種及びDD第一種の資格を有する者も担当できることとする。

別表第十号 申請書の様式 (第 37 条関係)

20
40

事務大臣 殿

工事担任者資格者証交付申請書

年 月 日

収入印紙貼付欄

(この欄には貼らないこと。収入印紙を貼ると、申請書が無効となります。)

また、申請書は封印しないこと。

写真貼付欄

1. 申請者本人が35歳以下であること。  
2. 上段の写真用紙に貼られること。  
3. 写真のサイズは縦横ともに24×32mmで、顔の中心が写真の中心になること。  
4. 顔の中心が写真の中心になるように貼ること。

収入印紙を貼る必要額を超えて貼っている場合は、申請書の余白に、「通称(氏名) 氏名(印)」のように記入・押印してください。

記入した番号の種類(いずれかの□に印を記入してください。)

住民票コード(11桁)

工事担任者資格者証の番号

電気通信主任技術者資格者証の番号

無線従事者免許証の番号

氏名 (姓) (名) (印)

フリガナ (姓) (名)

生年月日

住所

(方) 電話(日中の連絡先)

郵便番号

申請資格

申請資格	1. 第 1 種 総プログラマー通信	2. 第 2 種 総プログラマー通信	3. 総合通信
A 試験合格	受験番号		年 月 日(合格)
	受験番号		年 月 日(合格)
B 養成課程修了	養成課程の名称		年 月 日(修了)
	修了証明書番号		年 月 日(修了)
C 事務大臣認定	認定番号		年 月 日(認定)
D 既取得資格	資格者証番号		年 月 日(交付)
	資格者証番号		年 月 日(交付)

添付書類

1. 氏名及び生年月日を証する書類(住民票コード又は類似の有する工事担任者資格者証、電気通信主任技術者資格者証印又は無線従事者免許証の番号を記載しない場合)

2. 養成課程修了証明書

(数字の単位は、ミリメートル)

別表第十号 申請書の様式 (第 37 条関係)

20
40

事務大臣 殿

工事担任者資格者証交付申請書

年 月 日

収入印紙貼付欄

(この欄には貼らないこと。収入印紙を貼ると、申請書が無効となります。)

また、申請書は封印しないこと。

写真貼付欄

1. 申請者本人が35歳以下であること。  
2. 上段の写真用紙に貼られること。  
3. 写真のサイズは縦横ともに24×32mmで、顔の中心が写真の中心になること。  
4. 顔の中心が写真の中心になるように貼ること。

収入印紙を貼る必要額を超えて貼っている場合は、申請書の余白に、「通称(氏名) 氏名(印)」のように記入・押印してください。

記入した番号の種類(いずれかの□に印を記入してください。)

住民票コード(11桁)

工事担任者資格者証の番号

電気通信主任技術者資格者証の番号

無線従事者免許証の番号

氏名 (姓) (名) (印)

フリガナ (姓) (名)

生年月日

住所

(方) 電話(日中の連絡先)

郵便番号

申請資格

申請資格	1. AI第 1 種	2. DD第 1 種	3. AI・DD総合種
A 試験合格	受験番号		年 月 日(合格)
	受験番号		年 月 日(合格)
B 養成課程修了	養成課程の名称		年 月 日(修了)
	修了証明書番号		年 月 日(修了)
C 事務大臣認定	認定番号		年 月 日(認定)
D 既取得資格	資格者証番号		年 月 日(交付)
	資格者証番号		年 月 日(交付)

添付書類

1. 氏名及び生年月日を証する書類(住民票コード又は類似の有する工事担任者資格者証、電気通信主任技術者資格者証印又は無線従事者免許証の番号を記載しない場合)

2. 養成課程修了証明書

(数字の単位は、ミリメートル)

---

注 1 生年月日は、次により記載すること。  
(1) 年号は、明治はM、大正はT、昭和はS、平成はH、令和はRと記入すること。  
〔2〕 略〕  
〔2・3 略〕  
4 既取得資格の欄は、申請資格が総合通信である場合に限り、既に取得している資格者証の番号を記入すること。  
〔5 略〕

---

注 1 〔同左〕  
(1) 年号は、明治はM、大正はT、昭和はS、平成はHと記入すること。  
〔2〕 同左〕  
〔2・3 同左〕  
4 既取得資格の欄は、申請資格が総合種である場合に限り、既に取得している資格者証の番号を記入すること。  
〔5 同左〕

---

別表第十二号 申請書の様式 (第 40 条関係)

20 40

事務大臣 殿

工事担任者資格証再交付申請書

年 月 日

写真貼付欄

- 1 縦向き本人カラー写真
- 2 正面、無帽、無指輪、無眼鏡、両目が写り、顔の中心が写真の中心に
- 3 縦向き、横書き
- 4 写真の裏面に「資格証再交付申請書」の文字を印刷し、貼付する

収入印紙貼付欄  
(この欄に貼らねないときは、他税裏面に貼らねないでください。また、申請書は消印しないでください)

郵便番号 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

(方) 電話(日中の連絡先)

氏 名	フリガナ(姓)	(名)	(姓)
姓	漢字(姓)	(名)	(姓)

印

氏名を自署で記入したときは、押印を省略できます。

資格者証の再交付を受けたいので、工事担任者規則第40条の規定により、別紙書類を添えて申請します。

種	由	1 汚損	2 破損	3 亡失	4 氏名の変更
資格者証の種類					
申請に係る資格者証の内容					
氏 名					
生 年 月 日					
変 更 後 の 氏 名					
添 付 書 類	1 氏名の変更の事実を証する書類				
	2 資格者証				

※ 写真の裏面には、申請に係る資格証の氏名を記載してください。  
 ※ 氏名の変更の事実を証する書類は、戸籍の附属文(出生、結婚、改姓、氏変更の事実(変更前後の氏名)を記載できる公的書類)を添付してください。  
 ※ 資格者証の認定を希望すると同時に、申請書の制票番号、住所及び氏名を記載した返信用封筒を添えて、付帯書の場合はそれに準じた方法により申請してください。

短 辺

(数字の単位は、ミリメートル)

(日本郵政特給外郵便)

別表第十二号 申請書の様式 (第 40 条関係)

20 40

事務大臣 殿

工事担任者資格証再交付申請書

年 月 日

写真貼付欄

- 1 縦向き本人カラー写真
- 2 正面、無帽、無指輪、無眼鏡、両目が写り、顔の中心が写真の中心に
- 3 縦向き、横書き
- 4 写真の裏面に「資格証再交付申請書」の文字を印刷し、貼付する

収入印紙貼付欄  
(この欄に貼らねないときは、他税裏面に貼らねないでください。また、申請書は消印しないでください)

郵便番号 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

(方) 電話(日中の連絡先)

氏 名	フリガナ(姓)	(名)	(姓)
姓	漢字(姓)	(名)	(姓)

印

氏名を自署で記入したときは、押印を省略できます。

資格者証の再交付を受けたいので、工事担任者規則第40条の規定により、別紙書類を添えて申請します。

種	由	1 汚損	2 破損	3 亡失	4 氏名の変更
資格者証の種類					
申請に係る資格者証の内容					
氏 名					
生 年 月 日					
変 更 後 の 氏 名					
添 付 書 類	1 氏名の変更の事実を証する書類				
	2 資格者証				

※ 写真の裏面には、申請に係る資格証の氏名を記載してください。  
 ※ 氏名の変更の事実を証する書類は、戸籍の附属文(出生、結婚、改姓、氏変更の事実(変更前後の氏名)を記載できる公的書類)を添付してください。  
 ※ 資格者証の認定を希望すると同時に、申請書の制票番号、住所及び氏名を記載した返信用封筒を添えて、付帯書の場合はそれに準じた方法により申請してください。

短 辺

(数字の単位は、ミリメートル)

(日本郵政特給外郵便)

<p>[注 1 略]</p> <p>2 申請に係る資格者証の内容の欄は、次により記載すること。</p> <p>〔(1)・(2) 略〕</p> <p>(3) 生年月日は、次により記載すること。</p> <p>イ 年号は、明治はM、大正はT、昭和はS、平成はH、令和はRと記入すること。</p> <p>〔ロ 略〕</p> <p>〔3・4 略〕</p>	<p>[注 1 同左]</p> <p>2 申請書に係る資格者証の内容の欄は、次により記載すること。</p> <p>〔(1)・(2) 同左〕</p> <p>(3) [同左]</p> <p>イ 年号は、明治はM、大正はT、昭和はS、平成はHと記入すること。</p> <p>〔ロ 同左〕</p> <p>〔3・4 同左〕</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(無線従事者規則の一部改正)

第三条 無線従事者規則(平成二年郵政省令第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
別表第三号(第八条第三項関係)			別表第三号(第八条第三項関係)		
受験者が現に受けている資格者証の種類	受験する資格	免除する科目	受験者が現に受けている資格者証の種類	受験する資格	免除する科目
「略」	「略」	「略」	「同上」	「同上」	「同上」
<p>工事担任者(第一級アナログ通信、第一級デジタル通信及び総合通信に限る。)(注)</p>			<p>工事担任者(AI第一種、AI第二種、DD第一種、DD第二種及びAI・DD総合種に限る。)(注)</p>		
<p>注 電気通信主任技術者規則等の一部を改正する省令(令和 年総務省令第 号)附則第三條第十七項の規定により、なおその効力を有するものとされるアナログ第一種、アナログ第二種、デジタル第一種、デジタル第二種、アナログ・デジタル総合種、AI第一種、AI第二種、DD第一種、DD第二種及びAI・DD総合種を含む。</p>			<p>注 工事担任者規則の一部を改正する省令(平成十七年総務省令第七十八号)附則第一條第一項の規定により、なおその効力を有するものとされるアナログ第一種、アナログ第二種、デジタル第一種、デジタル第二種及びアナログ・デジタル総合種を含む。</p>		
備考 表中の「」の記載は注記である。					

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条（第二表に係る改正規定に限る。）の規定は、公布の日から施行する。

### （電気通信主任技術者試験の免除等に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電気通信主任技術者規則（以下「旧規則」という。）第十条から第十三条までの規定により試験科目の試験の免除を受けることのできる者は、それぞれこの省令による改正後の電気通信主任技術者規則（以下「新規則」という。）第十条から第十三条までの規定により試験科目の試験の免除を受けることができる者となす。この場合において、試験科目の試験の免除は、免除を受けようとする者が合格点を得た当該免除に係る試験科目の試験の行われた月の翌月の初めから起算して三年以内に実施される電気通信主任技術者試験（総務大臣が天災その他の非常事態により電気通信主任技術者試験が行われなかったことその他特別の事情を考慮して別に告示して指定する者については、当該免除に係る試験科目の試験の行われた月の翌月の初めから起算して三年を経過した後において最初に行われる電気通信主任技術者試験）に限り行うものとする。

2 この省令の施行の際現に旧規則第二十九条第一項の規定により認定を受けている養成課程であつて、この省令の施行の日から令和四年三月三十一日までの間に終了する養成課程については、新規則第二十九条第一項の認定を受けた養成課程とみなす。

3 この省令の施行の際現に旧規則第四十条の規定により交付を受けている電気通信主任技術者資格者証については、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

4 この省令の施行の際現に旧規則第四十七条第二号の規定により総務大臣が同条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び経験と認められている者は、新規則第四十七条第四号の規定により総務大臣が同条第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認めている者とみなす。

（工事担任者試験の免除等に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の工事担任者規則（以下「旧工担規則」という。）第五条に規定する試験において合格点を得た試験科目のある者が当該試験の行われた月の翌月の初めから起算して三年以内（総務大臣が天災その他の非常事態により工事担任者試験が行われなかったことその他特別の事情を考慮して別に告示して指定する者については、当該試験の行われた月の翌月の初めから起算して三年を経過した後において最初に行われる工事担任者試験の実施日の属する月まで）にこの省令による改正後の工事担任者規則（以下「新工担規則」という。）第五

条に規定する試験を受ける場合は、申請により、次の表の区分に従って、試験科目の試験の免除を受けることができるものとする。

免除する試験科目	第一級アナログ通信			第二級アナログ通信			第一級デジタル通信			第二級デジタル通信			総合通信		
	端末設備の接続に関する法規	端末設備の接続のための技術及び理論	電気通信技術の基礎												
科目合格している 試験科目															





D 総合種 A I . D	電気通信技術の 基礎	<input type="checkbox"/>																		
	端末設備の接続及 び理論 の技術 の接続 の法規 に関する	<input type="checkbox"/>																		

注 1 免除する試験科目は、○印を付したものとする。

2 A I 第一種及びD D 第一種、A I 第一種及び第一級デジタル通信又は第一級アナログ通信及びD D 第一種の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している者については、総合通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除することとし、A I 第一種及びD D 第一種、A I 第一種及び第一級デジタル通信又は第一級アナログ通信及びD D 第一種の「端末設備の接続に関する法規」に合格している者については、総合通信の「端末設備の接続に関する法規」を免除することとする。

3 アナログ第一種、A I 第一種若しくは第一級アナログ通信の工事担任者資格者証の交付を受けている者が、D D 第一種の「端末設備の接続に関する法規」に合格している場合又はデジタル第一種、D D 第一種若しくは第一級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けている者が、A I 第一種の「端末設備の接続に関する法規」に合格している場合は、総合通信の「端

未設備の接続に関する法規」を免除することとする。

4 A I 第一種の工事担任者資格者証の交付を受けている者が、D D 第一種の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している場合又はD D 第一種の工事担任者資格者証の交付を受けている者が、A I 第一種の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している場合は、総合通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除することとする。

5 A I 第一種の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している者が新工担規則別表第四号の規定により第一級デジタル通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除される場合及びD D 第一種の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している者が新工担規則別表第四号の規定により第一級アナログ通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除される場合には、それぞれ総合通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除することとする。

2 総務大臣又は指定試験機関は、この省令の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、旧工担規則第七条第二号及び第五号に掲げる試験科目の試験を行うことができるものとする。

3 この省令の施行の際現に旧工担規則第七条第二号又は第五号に掲げる試験科目の試験において合格点を得た試験科目のある者は、旧工担規則第八条の規定により当該試験科目の試験が免除される

期間において、申請により、当該試験科目の試験が免除されたA I第二種又はD D第二種の試験を受けることができるものとする。

4 この省令の施行の際現に旧工担規則第九条から第十一条までの規定により旧工担規則第七条第二号及び第五号に掲げる試験科目の試験の免除を受けることのできる者は、この省令の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、申請により、当該試験科目の試験が免除されたA I第二種又はD D第二種の試験を受けることができるものとする。

5 この省令の施行の際現に旧工担規則第十七条に基づく認定を受けている学校等は、新工担規則第十七条の規定により認定を受けたものとみなす。

6 この省令の施行の際現に旧工担規則第二十五条第七号の規定により講師として総務大臣が適当と認めている者は、その者が従事するものとして現に認定を受けている養成課程が終了するまでの間に限り、当該養成課程の授業に従事することができるものとする。

7 この省令の施行の際現に旧工担規則第二十七条第一項の規定により認定を受けている養成課程であつて、その種別がA I第二種及びD D第二種以外のものについては、新工担規則第二十七条第一項の規定により認定を受けているものとみなし、当該養成課程が終了するまでの間に限り、当該認定の効力を有するものとする。

8 前項の場合において、旧工担規則第二十七条第一項の規定により認定を受けている養成課程の種類がA I第一種のもは第一級アナログ通信と、A I第三種のもは第二級アナログ通信と、D D第一種のもは第一級デジタル通信と、D D第三種のもは第二級デジタル通信と、A I・D D総合種のもは総合通信とする。

9 この省令の施行の前に旧工担規則第二十七条第一項の規定により認定を受けている養成課程（A I第二種及びD D第二種の養成課程に限る。）を修了した者は、その養成課程を修了した日から三月以内に限り、旧工担規則第三十七条第一項の規定に基づき工事担任者資格者証の交付申請をすることができるとする。なお、当該申請に際しては、新工担規則別表第十号の様式にかかわらず、なお従前の様式によることができるものとする。

10 総務大臣は、第一項の規定により試験科目の試験の免除を受けて試験に合格した者から新工担規則第三十七条第一項の規定に基づき工事担任者資格者証の交付申請があつたときは、合格した試験の種類に応じた種類の工事担任者資格者証を交付するものとする。

11 第三項及び第四項の規定による試験に合格した者は、旧工担規則第三十七条第一項の規定に基づき工事担任者資格者証の交付申請をすることができるとする。なお、当該申請に際しては、新工担規則別表第十号の様式にかかわらず、なお従前の様式によることができるものとする。

12 総務大臣は、第三項及び第四項の規定による試験に合格した者並びに第九項の規定による養成課程を修了した者から、旧工担規則第三十七条第一項の規定に基づき工事担任者資格者証の交付申請があつたときは、当該申請に係る種類の工事担任者資格者証を交付するものとする。

13 新工担規則第三十七条第二項及び第三項中「第一級アナログ通信」は「A I 第一種」を、「第一級デジタル通信」は「D D 第一種」を含むものとする。また、新工担規則第四十五条第一号及び別表第九号中講師が有すべき資格欄中「第一級アナログ通信」は「A I 第一種」を、「第一級デジタル通信」は「D D 第一種」を、「総合通信」は「A I・D D 総合種」を含むものとする。

14 この省令の施行の際現に旧工担規則第三十七条各項に基づき工事担任者資格者証の交付の申請（A I 第二種及びD D 第二種の工事担任者資格者証の交付の申請を除く。）を行うことができる者は、試験に合格した日、養成課程を修了した日又は旧工担規則第四章に規定する認定を受けた日から三月以内に限り、新工担規則第三十七条第一項に基づき工事担任者資格者証の交付の申請を行うことができるものとする。

15 総務大臣は、前項の申請があつたときは、当該申請に係る種類の工事担任者資格者証を交付するものとする。

16 旧工担規則第三十八条の規定により工事担任者資格者証の交付を受けている者（以下「旧資格者

」という。）が新工担規則第五条に規定する試験を受けようとするときは、申請により、次の表の  
 区別に従って、試験科目の試験の免除を受けることができるものとする。

事担任者資格者証の 種類	受験する種類									電気通信技術の基礎 法規	免除する試験科目 端末設備の接続に関する
	第一級デジタル通信	第二級デジタル通信	総合通信	第一級アナログ通信	第二級デジタル通信	第一級デジタル通信	総合通信	第一級アナログ通信	第二級デジタル通信		
A I 第一種	○	○		○	○		○	○	○		
A I 第二種				○	○		○	○	○		(注2) ○
A I 第三種			○				○				○
D D 第一種											○

アナログ第二種			アナログ第一種					DD第三種	DD第二種					
第一級デジタル通信	第二級アナログ通信	第一級アナログ通信	総合通信	第二級デジタル通信	第一級デジタル通信	第二級アナログ通信	第一級アナログ通信	第二級アナログ通信	総合通信	第一級デジタル通信	第二級アナログ通信	第一級アナログ通信	総合通信	第二級アナログ通信
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○		(注4) ○	○		○	○	○			○		(注3) ○	○

デジタル第三種	デジタル第二種					デジタル第一種					アナログ第三種				
	第二級アナログ通信	総合通信	第二級デジタル通信	第一級デジタル通信	第二級アナログ通信	第一級アナログ通信	総合通信	第二級デジタル通信	第一級デジタル通信	第二級アナログ通信	第一級アナログ通信	第二級デジタル通信	第一級デジタル通信	総合通信	第二級デジタル通信
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○		○		○	(注5) ○	○	○	○		○	○			○

総合種	アナログ・デジタル		第二級デジタル通信	○	○
	第一級アナログ通信		○	○	○
	第二級アナログ通信		○	○	○
	第一級デジタル通信		○	○	○
	第二級デジタル通信		○	○	○
	総合通信		○	○	○

注1 免除する試験科目は、○印を付したものとする。

- 2 デジタル第一種の資格者証の交付を受けている者に限る。
- 3 アナログ第一種の資格者証の交付を受けている者に限る。
- 4 デジタル第一種、D D第一種又は第一級デジタル通信の資格者証の交付を受けている者に限る。
- 5 アナログ第一種、A I第一種又は第一級アナログ通信の資格者証の交付を受けている者に限る。

17 旧工担規則第三十八条の規定により交付を受けている工事担任者資格者証については、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。この場合において、旧資格者が行い、又は監督することができ、端末設備等の接続に係る工事の範囲については、なお従前の例による。

18 この省令の施行の際現に旧工担規則第四十五条第二号の規定により総務大臣が同条第一号に掲げる者同等の知識及び経験を有するものと認めている者は、新工担規則第四十五条第四号の規定により総務大臣が同条第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認められている者とみなす。

19 この省令の施行の際現に電気通信事業法第七十四条第二項の規定による指定を受けている者が行う試験事務の区分がA I第一種のもは第一級アナログ通信と、A I第三種のもは第二級アナログ通信と、D D第一種のもは第一級デジタル通信と、D D第三種のもは第二級デジタル通信と、A I・D D総合種のもは総合通信とする。